



個人県民税

この税金は、個人の市町村民税とあわせて住民税とよばれ、市町村で賦課徴収し、県へ払い込まれます。

納める人

1月1日現在で

①県内に住所のある人

→均等割と所得割を納めます。

②県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、
その所在する市町村内に住所がない人

→均等割を納めます。

納める額

●均等割・・・2,000円

2,000円のうち1,000円は「やまがた緑環境税（13ページ参照）」分です。

●所得割・・・（前年の総所得金額等－所得控除額）×税率
（県税は4％）－税額控除で算出した額

申告

申告期限は3月15日で、個人の市町村民税と一緒に
行います。なお、所得税の確定申告書を提出した場合
には必要ありません。

県民税は、県の仕事に必要な費用を広く県民のみなさんから、その能力に応じて負担していただくもので、以下に分かれます。

- ・個人県民税
- ・法人県民税
- ・県民税利子割
- ・県民税配当割
- ・県民税株式等譲渡所得割



納税

給与所得者は特別徴収で、6月から翌年5月まで12回に分けて毎月の給与から、公的年金受給者は特別徴収で4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6回に分けて公的年金から、その他の人は、市町村から送付される納税通知書により、原則として6月・8月・10月・翌年1月の4期に分けて納めます。

非課税

次の人には個人県民税は課税されません。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得が135万円以下の人

※この他、均等割、所得割それぞれに非課税限度額が設けられています（詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください）。

【豆知識②】 やまがた緑環境税について

～やまがた緑環境税とは？～

やまがた緑環境税は、荒廃が進む森林の整備や、県民参加による森づくり活動に取り組むこと等を目的として、県民の皆様から広くご負担いただくものです。

納める人

住民税（県民税均等割）の納税義務者と同じ

- 個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人（12ページ参照）
- 法人：県内に事務所等を有する法人（22ページ参照）

納める額

- 個人：年1,000円
- 法人：法人県民税均等割額の10%相当額

資本金等の額	1,000万円以下	1,000万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
税額	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円

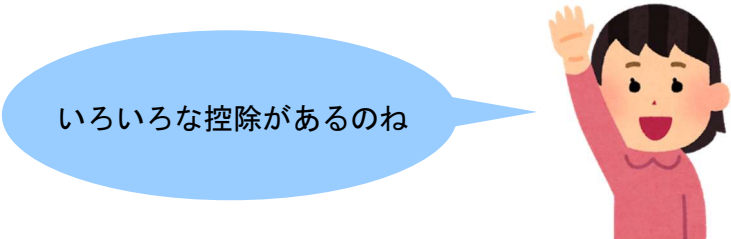
山形県の頭文字「Y」の字を
人が森を支える様子に見立て
波は新たな森づくりの潮流を
緑は豊かな森林
青は豊かな水
橙は人の生活を象徴します



納 税

個 人	給与所得者	住民税（県民税）と併せて給与から差し引きされます。
	給与所得者以外の方	住民税の納税通知書により納めます。
法 人		法人県民税の申告納付の際に併せて納めます。

●給与所得控除


 いろいろな控除があるのね

【令和7年以降】

給与収入の金額		控 除 額
190万円 以下		650,000円
190万円 超	360万円 以下	収入金額 × 30% + 8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額 × 20% + 44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額 × 10% + 110万円
850万円 超		195万円 (上限)

※令和7年分の給与収入に基づく、令和8年度の給与所得控除です。

項 目	内 容
雑損控除	次のいずれかの多い方の金額 ①（損害金額＋災害等関連支出の金額－保険金等の額）－（総所得金額等）×10% ②（災害関連支出の金額－保険金等の額）－5万円
医療費控除	（支払った医療費－保険等により補てんされる金額）－（10万円 （総所得金額等が200万円未満の場合総所得金額等×5%））※控除限度額200万円
社会保険料控除	実際に支払った金額または給与や公的年金等から差し引かれた金額の全額
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額
生命保険料控除 ※旧契約と新契約双方に加入している場合は、それぞれの計算方法により算出した金額を合計できるが、各保険料控除の上限額は28,000円、全体の上限額は70,000円となる。	旧契約（平成23年12月31日以前に締結）に係るもの ①支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出・・・・・・・・・・控除限度額35,000円 ②支払った保険料が個人年金保険料だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出・・・・・・・・・・控除限度額35,000円 ③支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料との両方である場合 ①と②でそれぞれ求めた金額の合計金額・・・・・・・・・・控除限度額70,000円 新契約（平成24年1月1日以後に締結）に係るもの ①支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出・・・・・・・・・・控除限度額28,000円 ②支払った保険料が個人年金保険料だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出・・・・・・・・・・控除限度額28,000円 ③支払った保険料が介護医療保険料だけの場合 支払った保険料の額に応じて算出・・・・・・・・・・控除限度額28,000円 ④支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料の各種にわたる場合 ①と②と③でそれぞれ求めた金額の合計金額・・・・・・・・・・控除限度額70,000円

項 目	内 容
地震保険料控除	①支払った保険料が地震保険料の場合 支払った保険料の額に応じて算出・・・・・・・・・・控除限度額25,000円 ②支払った保険料が旧長期損害保険料の場合 支払った保険料の額に応じて算出・・・・・・・・・・控除限度額10,000円 ③地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合 上記2つの合算額・・・・・・・・・・控除限度額25,000円
障 害 者 控 除	26万円（特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円）
寡婦・ひとり親控除	寡婦控除は26万円、ひとり親控除は30万円
勤労学生控除	26万円
配 偶 者 控 除	納税者本人の合計所得金額に応じて控除 …900万円以下の場合33万円（老人配偶者は38万円）
配偶者特別控除	納税者と配偶者（配偶者控除の適用を受けられない者）の合計所得金額に応じて控除 …納税義務者の合計所得金額が900万円以下、配偶者の合計所得金額が58万円超100万円以下の場合33万円
扶 養 控 除	控除対象扶養親族1人につき33万円 （老人扶養親族は38万円、特定扶養親族は45万円、同居老親等は45万円）
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額に応じて算出 …特定親族の合計所得金額が95万円以下の場合45万円
基 礎 控 除	納税者本人の合計所得金額に応じて控除 2,400万円以下・・・・・・・・・・43万円 2,400万円超 2,450万円以下・・29万円 2,450万円超 2,500万円以下・・15万円 2,500万円超・・・・・・・・・・0万円

●税額控除（主なもの）

①調整控除

所得税（国税）と個人県民税及び個人市町村民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割から次の額を控除するものです。

- ・課税所得金額が200万円以下の場合

下記一覧の『適用される各控除項目の「所得税の人的控除額」と「個人住民税の人的控除額」の差額の合計額』と「課税所得金額」のいずれか小さい額の2%（市町村民税の場合は3%）

- ・課税所得金額が200万円を超える場合

{下記一覧の『適用される各控除項目の「所得税の人的控除額」と「個人住民税の人的控除額」の差額の合計額} - (課税所得金額 - 200万円)} (この金額が5万円を下回る場合は5万円) の2%（市町村民税の場合は3%）

所得税と個人住民税の人的控除一覧

項 目			所 得 税	個人住民税	差 額
基礎的な人的控除	基礎控除		最高 58万円	最高 43万円	一律 5万円
	配偶者控除	控除対象配偶者	最高 38万円	最高 33万円	最高 5万円
		老人控除対象配偶者（70歳以上）	最高 48万円	最高 38万円	最高 10万円
	配偶者特別控除		最高 38万円	最高 33万円	5万円
	扶養控除	一般の控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）	38万円	33万円	5万円
		特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	63万円	45万円	18万円
		老人扶養親族（70歳以上）	48万円	38万円	10万円
	同居老親等加算		+10万円	+7万円	3万円
特別な人的控除	障害者控除	障害者（本人、配偶者、扶養親族）	27万円	26万円	1万円
		特別障害者（同上）	40万円	30万円	10万円
		同居特別障害者控除	75万円	53万円	22万円
	寡婦控除（本人）		27万円	26万円	1万円
	ひとり親控除（本人）		35万円	30万円	5万円
	勤労学生控除（本人）		27万円	26万円	1万円

②住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン特別控除）

所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用者（平成21年から令和12年12月までの入居者）を対象とし、所得税から控除しきれなかった額がある場合、次のアとイのいずれか少ない額を個人住民税所得割（個人県民税2/5、個人市町村民税3/5）から控除するものです。

ア 所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

イ 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額（上限9.75万円）

※ただし、居住年が平成26年4月～令和3年12月の場合は、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た金額（上限13.65万円）

また、平成11～18年中に入居した人については、申告により、翌年度の個人住民税から控除される場合があります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

③寄附金控除

住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県税条例で指定されている寄附金を支出した場合、個人住民税所得割から次の額を控除するものです。

I 基本控除額

次の i、ii のうち、いずれか低い金額を控除します。

i（対象寄附金の額）－ 2,000円 × 県民税の税率4%（市町村民税の税率6%）

ii（課税対象所得金額の合計額の30%）－ 2,000円 × 県民税の税率4%（市町村民税の税率6%）

II 特例控除額（個人住民税所得割の額の2割を限度）

県、市町村に対する寄附金については、以下の特例控除額が加算されます。

（県、市町村に対する寄附金の金額）－ 2,000円 × （90%－所得税の税率×2/5（県民税）
×3/5（市町村民税））

【豆知識③】ある一家の住民税

父 52 歳



収 入 6,000,000円
 社会保険料 600,000円
 生命保険料 120,000円
 (平成23年12月31日以前に締結)
 地震保険料 20,000円
 (うち、旧長期損害保険料10,000円)



母 48 歳



各種控除
 給与所得控除 1,640,000円
 社会保険料控除 600,000円
 生命保険料控除 35,000円
 地震保険料控除 12,500円
 基礎控除 430,000円
 配偶者控除 330,000円

妹 18 歳



扶養控除 330,000円

私 26 歳



収 入 3,000,000円
 社会保険料 300,000円
 生命保険料 120,000円
 (平成24年1月1日以後に締結)



妻 26 歳
 子 0 歳



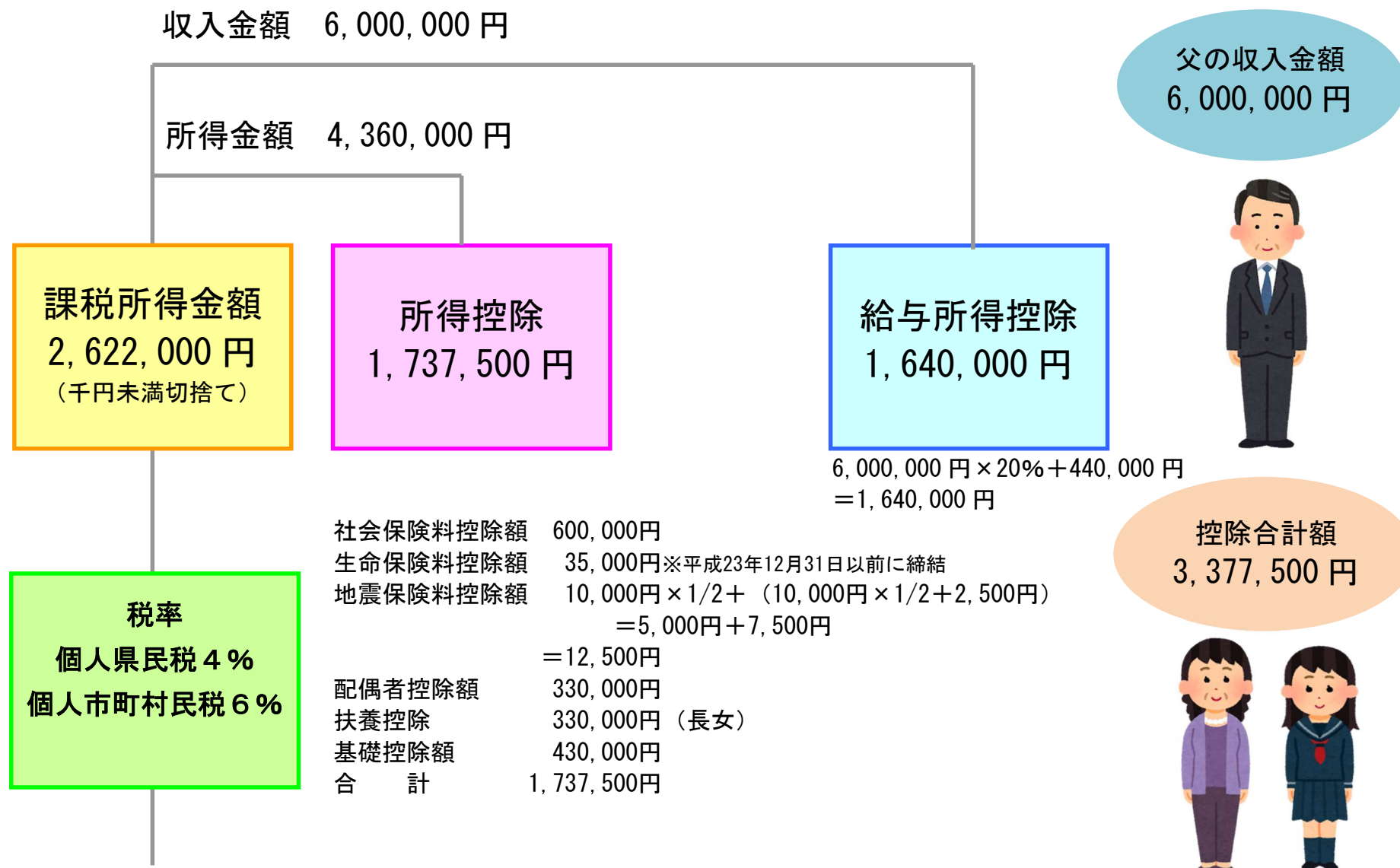
各種控除
 給与所得控除 980,000円
 社会保険料控除 300,000円
 生命保険料控除 28,000円
 基礎控除 430,000円
 配偶者控除 330,000円

控除って難しいけど
 覚えておくとお得だね



【豆知識④】 個人住民税の計算方法を図で見てみよう

個人県民税



個人県民税所得割

…104,800円（百円未満切捨て）

個人市町村民税所得割

…157,300円（百円未満切捨て）

税額控除

1,000円（県民税分）

1,500円（市町村民税分）



○個人県民税所得割

$= 2,622,000円 \times 4/100 = 104,800円$ （百円未満切捨て）

○税額控除（県民税分）

・調整控除

課税所得金額が200万円を超えるので、

$\{150,000円（※1） - (2,622,000円（※2） - 2,000,000円)\} \leq 50,000円$

$50,000円 \times 2/100 = 1,000円$

※1 = 人的控除の差の合計額、※2 = 課税所得金額

・税額控除後の所得割額 $= 104,800円 - 1,000円 = 103,800円$ (A)

○個人市町村民税所得割

$= 2,622,000円 \times 6/100 = 157,300円$ （百円未満切捨て）

○税額控除（市町村民税分）

・調整控除

課税所得金額が200万円を超えるので、

$\{150,000円（※1） - (2,622,000円（※2） - 2,000,000円)\} \leq 50,000円$

$50,000円 \times 3/100 = 1,500円$

※1 = 人的控除の差の合計額、※2 = 課税所得金額

・税額控除後の所得割額 $= 157,300円 - 1,500円 = 155,800円$ (B)

○住民税均等割

・個人県民税 2,000円（1,000円は「やまがた緑環境税」分） (C)

・個人市町村民税 3,000円 (D)

父の負担する住民税額 $= (A) + (B) + (C) + (D)$

$103,800円 + 155,800円 + 2,000円 + 3,000円 = 264,600円$

※この計算例は、令和8年度に、令和7年の課税所得に基づき課税される場合のものです。